

I

本報告書の概要

1 はじめに（第3回迅速化検証結果の公表に当たって）

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）が施行されて6年が経過した。この間、最高裁判所は、同法8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る検証に関する報告書を、平成17年7月と平成19年7月の2回にわたり公表した。

平成17年7月に公表した報告書（以下「第1回報告書」という。）では、主として、裁判所で収集してきた統計データを用い、地方裁判所第一審訴訟事件の審理期間の経年的推移及び直近の期間（民事事件については平成16年4月から12月までの9か月間、刑事事件については同年1月から12月までの1年間）の審理期間等の状況について検証を行った。また、審理を長期化させる要因（以下では「長期化要因」ということもある。）として、①事件の性質・内容に内在する要因、②当事者に関する要因、③裁判所に関する要因、④その他の要因を挙げ、審理が長期化している事件では、これらの要因が単独で又は複合して、期日等の回数を増やし、あるいはその間隔を長くしているものと考えられるとした上で、さらに、裁判の迅速化に係る検証に当たっては、これらの直接的な要因だけでなく、背後にある制度的な制約や社会・経済的な環境がどのように審理を長期化させる要因とかわかっているかという点も見据える必要があると指摘した。

次に、平成19年7月に公表した報告書（以下「第2回報告書」という。）では、引き続き、地方裁判所第一審訴訟事件の最新（平成18年1月から12月まで）の統計データを用いて審理期間等の状況について検証を行うとともに、民事及び刑事の控訴審訴訟事件の審理期間等の状況についても、統計データを用いて検証を行った。併せて、民事訴訟事件及び刑事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因の分析を行った。すなわち、民事訴訟事件については、統計データ及び裁判官からヒアリングを行った結果等をもとに、専門的な知見を要する訴訟その他審理期間が長期化する傾向のある訴訟につき、その長期化要因を事件類型ごとに考察し、また、刑事訴訟事件については、審理に時間を要する否認事件及び審理期間が2年を超える事件についての審理モデル等を参考にしつつ、実務経験上、長期化要因として認識されている事情を列挙し、分析、検討した。なお、民事訴訟事件については、上記の事件類型ごとの長期化要因を踏まえ、審理を長期化させる主な要因としては、①審理対象の量や訴訟の規模にかかわる問題（争点多数、当事者多数）、②専門性にかかわる問題、③証拠にかかわる問題（証拠の不足、収集の困難等）及び④関係者にかかわる問題（訴訟関係者である当事者等の態度・考え方、訴訟活動の在り方、執務態勢等）があると指摘した。

本報告書は、裁判の迅速化に係る第3回目の検証結果を公表するものである。今回の検証作業としては、まず、民事訴訟事件については、主として審理が長期化する事件を念頭に置き、審理を長期化させる要因につき、上記のようなこれまでの報告書における検証結果を踏まえつつ、長期化要因として挙げることの合理的根拠をできる限り示しながら、より実証的な裏付け作業を行い、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因を整理した。ここでいう合理的根拠としては、最新（平成20年1月から12月まで）の統計データ^{*1*}による分析はもとより、弁護士からヒアリングを行った結果（訴え提起前や争点整理期間における活動の実情等について、最高裁判所の担当者が直接聴取したもの。全国13か所で実施。）を取りまとめたものや上記裁判官からヒアリングを行った結果を改めて取りまとめたもの、関連する各種文献等を活用したところである。このうち、統計データの分析に当たっては、いわゆる過払金返還請求訴訟の影響を除去したデータも活用する^{*3}

*1 本報告書において分析に利用したデータは、平成21年4月15日現在のものであり、第1回及び第2回報告書と同様、「事件票」に基づくものである。事件票は、審級ごとに作成され、それぞれの審級において事件が終局すると作成される。

*2 なお、端数処理の関係上、個々の数値と合計値が合致しない場合がある。

*3 過払金返還請求訴訟の特徴等については、後記Ⅱ1.1.2参照。

など、できる限り実情に即した客観性、合理性の高いものとなるように努めた。また、医事関係訴訟、建築関係訴訟といった、一般に事件が長期化しがちと言われている個別事件類型についても、特有の長期化要因を更に分析、検討した。

次に、刑事訴訟事件については、新たな制度である公判前整理手続が審理期間等にどのような影響を及ぼしているかという視点から、主として重大事件である裁判員裁判対象事件につき、公判前整理手続を軸とした刑事訴訟事件の審理状況に関する統計データを中心に、公判前整理手続に付された事件と付されなかった事件の平均審理期間等の比較、公判前整理手続に付された事件の経年的な平均審理期間等の推移の検証、開廷時間についての分析のほか、公判前整理手続の期間についての分析も行った。

さらに、今回の検証作業では、新たに家事事件についても分析を行い、中でも、終局までに時間を要する事件類型である遺産分割事件について、その長期化要因を分析した。

裁判の迅速化に関する法律は、公正かつ適正で充実した裁判手続の実施を確保しつつ、裁判手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とする基盤整備法としての性格を有している（同法1条、2条）。今後の検証においては、このような目的を実現すべく、裁判の迅速化のための基盤整備に資するため、最新のデータ等に即して今回の検証で明らかになった長期化要因の妥当性を絶えず検証していくとともに、長期化要因を解消するための方策、すなわち裁判の迅速化を推進するために必要な施策についても、総合的に検討していく予定である。

2 本報告書における迅速化検証の概要

2. 1 事件概況

2. 1. 1 民事訴訟事件の概況

○ 民事第一審訴訟事件の概況

平成20年1月1日から同年12月31日までの間（以下「本件調査期間」という。）に終局した民事第一審訴訟事件の既済件数は19万2246件であり、その平均審理期間は6.5月である。新受件数は、平成18年以降急増しており、本件調査期間は過去最多である19万9523件となっている。平均審理期間は、第1回報告書において調査した期間（平成16年4月1日から同年12月31日まで。以下「第1回調査期間」という。）では8.2月、第2回報告書において調査した期間（平成18年1月1日から同年12月31日まで。以下「第2回調査期間」という。）では7.8月であり、短縮化傾向にある。

もっとも、このような傾向は、近年増加している貸金業者に対する過払金返還請求訴訟の影響によるものと考えられる。過払金返還請求訴訟は、審理期間の短い事件が多く、人証調べを行う事件も少ないなど、民事通常事件とは異なる特徴があるといわれているが、このような訴訟の影響を受けた統計データが、必ずしも常に民事第一審訴訟事件の一般的な傾向を反映しているとはいえない。そこで、多くの過払金返還請求訴訟が含まれる事件票上の事件類型である「金銭のその他」等を除外して、過払金返還請求訴訟の影響を取り除いた統計データ（以下「民事第一審訴訟（過払金等以外）」という。）をみると、平成16年及び平成18年の平均審理期間はいずれも8.3月、本件調査期間の平均審理期間は8.1月であり、上記のような顕著な平均審理

期間の短縮化傾向は認められない。

以下、本件調査期間における民事第一審訴訟事件の概況（かつこ内の数値は、民事第一審訴訟（過払金等以外）の統計データである。）をみる。

まず、審理期間については、審理期間が6月以内の事件の割合が71.7%（60.6%）を占めている。他方、審理期間が2年を超える事件の割合は3.6%（5.8%）にとどまっている。第1回調査期間では同割合が6.0%、第2回調査期間では5.5%であったので、民事第一審訴訟事件全体としてみると、審理期間が2年を超える事件の割合が減少しているが、これは、6月以内に終了するケースが多い過払金返還請求訴訟の急増の影響が強いものと推測される。

もっとも、審理期間が2年を超える事件の数も、平成16年が9206件、第2回調査期間に当たる平成18年が7931件、本件調査期間に当たる平成20年が6848件と減少しており、過払金返還請求訴訟の影響を差し引いても、審理期間が長期化する事件数が減少している様子が見られる。

事件類型別に審理期間が2年を超える事件数をみると、「その他の損害賠償」及び「金銭のその他」の2類型が際立って多く、これらの合計は、全体の43.5%を占める。

次に、終局区分については、判決で終局した事件の割合は32.3%、和解で終局した事件の割合は28.6%、取下げで終局した事件の割合は36.6%である。なお、判決で終局した事件のうち、対席事件の割合は65.1%（62.2%）である。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、判決で終局した事件の割合が48.4%、和解で終局した事件の割合が35.6%、取下げで終局した事件の割合が12.7%である。

判決、和解又は取下げで終局した事件の割合について、平成12年以降の経年変化をみると、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、判決がやや減少、和解がやや増加の傾向が見られるものの、さほど大きな変化はなく、取下げはほぼ横ばいである。これに対し、民事第一審訴訟事件全体では、取下げに顕著な増加の傾向が見られる。このように、民事第一審訴訟事件全体で取下げの割合が増加し、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べてその割合が明らかに高くなっているのは、取下げで終局する事件の多い過払金返還請求訴訟が近年急増していることによる影響であると推測される。

訴訟代理人の選任状況については、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は30.4%（39.8%）、当事者のいずれかに訴訟代理人が選任された事件の割合は74.9%（79.2%）である。

上訴については、上訴率は14.7%（14.6%）、上訴事件割合は4.8%（7.0%）である。

最後に、審理の状況については、平均期日回数は3.4回（4.5回）、平均期日間隔は1.9月（1.8月）である。争点整理実施率は30.2%（37.6%）であり、平均争点整理期日回数は1.6回（2.3回）である。人証調べ実施率は12.3%（19.5%）であり、人証調べ実施事件に限定した平均人証数は2.8人（2.8人）である。なお、このうち平均証人数は1.1人（1.1人）、平均本人数は1.7人（1.7人）である。

○ 医事関係訴訟の概況

医事関係訴訟の平均審理期間は、平成15年以降短縮化傾向にあったが、平成20年は24.7月であり、前年より0.8月長期化した。

概況をみると、民事第一審訴訟事件と比較して、審理期間が2年を超える事件の割合が41.6%と高い。また、判決で終局した事件のうち対席事件の割合が高いが（判決終局事件の98.9%）、和解で終局した事件の割合も51.1%と高い。さらに、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合も85.1%と高く、上訴率も36.9%と高い。

審理の状況をみると、民事第一審訴訟事件と比較して、平均期日回数が11.8回と多く、中でも平均争点整理期日回数が8.4回と多い。平均期日間隔も2.1月と長い。争点整理実施率は86.2%、人証調べ実施率は60.0%、鑑定実施率は19.6%と、いずれも高い（例えば、民事第一審訴訟（過払金等以外）の鑑定実施率は1.0%である。）。

○ 建築関係訴訟の概況

建築関係訴訟の平均審理期間は、平成17年以降長期化傾向にあったが、平成20年は15.6月であり前年より1.0月短縮化した。

建築関係訴訟のうち、審理期間が長期化する類型である瑕疵主張のある建築関係訴訟の概況をみると、民事第一審訴訟事件と比較して、審理期間が2年を超える事件の割合が33.4%と高い。また、判決で終局した事件のうち対席事件の割合が高いが（判決終局事件の97.2%）、和解で終局した事件の割合も40.0%と高い。さらに、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合も81.5%と高く、上訴率も36.5%と高い。

瑕疵主張のある建築関係訴訟の審理の状況をみると、民事第一審訴訟事件と比較して、平均期日回数が10.6回と多く、中でも平均争点整理期日回数が7.2回と多い。平均期日間隔も2.1月と長い。争点整理実施率は82.0%、人証調べ実施率は35.6%、鑑定実施率は4.6%と、いずれも高い。

○ 知的財産権訴訟の概況

本件調査期間に終局した知的財産権訴訟の平均審理期間は13.1月である。なお、平成16年は13.8月、第2回調査期間に当たる平成18年は12.1月であった。

概況をみると、民事第一審訴訟事件と比較して、審理期間が2年を超える事件の割合が14.1%と高い。また、判決で終局した事件のうち対席事件の割合が高いが（判決終局事件の90.6%）、和解で終局した事件の割合も44.7%と高い。さらに、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合も73.9%と高く、上訴率も41.7%と高い。

審理の状況をみると、民事第一審訴訟事件と比較して、平均期日回数が8.0回と多く、中でも平均争点整理期日回数が6.1回と多いが、平均期日間隔は1.6月と短い。争点整理実施率は73.2%と高い。人証調べ実施率は11.8%であり、やや低い。

○ 労働関係訴訟の概況

本件調査期間に終局した労働関係訴訟の平均審理期間は12.3月である。なお、平成16年は11.0月、第2回調査期間に当たる平成18年は12.5月であった。

概況をみると、民事第一審訴訟事件と比較して、審理期間が2年を超える事件の割合が8.5%とやや高い。また、判決で終局した事件のうち対席事件の割合が高いが（判決終局事件の89.6%）、和解で終局した事件の割合も53.5%と高い。さらに、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合も72.5%と高く、上訴率も39.3%と高い。

審理の状況をみると、民事第一審訴訟事件と比較して、平均期日回数が7.3回と多い。争点整理実施率は69.2%、人証調べ実施率は39.3%といずれも高い。

2. 1. 2 刑事訴訟事件の概況

○ 刑事通常第一審事件の概況

本件調査期間における刑事通常第一審事件の終局人員は、6万7644人であり、その平均審理期間は2.9月である。平均審理期間は、近年はほぼ横ばいであったが、平成16年（3.2月）及び平成18年（3.1月）から若干短縮化された。平均審理期間の内訳は、受理から第1回公判期日までの期間が1.5月、第1回公判期日から終局までの期間が1.4月である。

審理期間が3月以内の事件の割合は76.7%と高く、2年を超える事件の割合が0.2%（147人）と低い。第

1 回調査期間（刑事事件については、平成16年1月1日から同年12月31日まで）では、審理期間が3月以内の事件の割合が73.0%、2年を超える事件の割合が0.3%、第2回調査期間では、3月以内の事件の割合が74.2%、2年を超える事件が0.3%であり、3月以内の事件の割合が増加傾向にある。

審理の状況をみると、平均開廷回数は2.5回であり、8割を超える事件が3回以内で終局している。また、平均開廷間隔は1.1月、平均取調べ証人数は0.8人、否認率は7.2%、弁護人選任率は98.7%、通訳人を付した事件の割合は6.5%である。

○ 否認事件の審理の概況

本件調査期間に終局した否認事件の平均審理期間は8.4月であり、自白事件の平均審理期間（2.5月）の3倍以上である。また、審理期間別の否認率は、1年を超え2年以内の事件が7割以上、2年を超え3年以内の事件が9割以上、3年を超え5年以内の事件が8割以上となっており、審理期間の長い事件では否認事件の割合が高い。

本件調査期間における否認事件の概況をみると、平均開廷回数は6.3回であり、刑事通常第一審事件の2倍以上である。これに対し、平均開廷間隔は1.3月であり、刑事通常第一審事件とそれほど差はない。また、平均取調べ証人数は2.5人、証人尋問を行った公判期日の平均開廷回数は2.4回（刑事通常第一審事件の総数では1.2回である。）、被告人質問を行った公判期日の平均開廷回数は1.8回である（同1.1回）。

2. 1. 3 家事事件の概況

○ 家事事件全般の概況

本件調査期間において終局した家事事件の平均審理期間は、事件の種類別にそれぞれ、甲類審判事件が1.1月、乙類審判事件が5.4月、乙類調停事件が5.1月、乙類以外の調停事件が4.3月である。平成11年以降の平均審理期間の推移をみると、甲類審判事件については、おおむね1.1月で横ばいであり、乙類審判事件及び乙類調停事件は、いずれも短縮化傾向にあり、特に乙類審判事件の短縮の程度が大きい（平成20年の平均審理期間は、平成11年（9.5月）から4.1月短縮した。）。乙類以外の調停事件は、4.2月前後でおおむね横ばいである。

本件調査期間における家事事件の概況をみると、審理期間が2年を超える事件の割合は、その割合が最も高い乙類審判事件においても2.7%である。

○ 遺産分割事件の概況

本件調査期間に既済となった遺産分割事件の事件数は、1万0202件である。平均審理期間は12.2月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）より4.1月長い。

次に、平均審理期間の推移をみると、平成5年をピークに短縮化傾向にある。

概況をみると、審理期間が2年を超える事件の割合が10.4%と、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べて高い。平均当事者数は4.7人と多い。また、調停成立で終局した事件の割合が63.6%と高く、認容、却下又は分割禁止の審判に至る事件は、全体の1割以下である。

審理の状況をみると、平均期日回数は6.2回であり、平均期日間隔は2.0月である。

2. 2 民事訴訟事件の審理期間に

影響を及ぼす要因について

2. 2. 1 はじめに

第1回報告書における検証では、いわゆる実務感覚に基づき、審理を長期化させる要因としての大まかな仮説を提示した上で、審理を長期化させる要因を検証する出発点としては、現在の裁判の運営の実情を、審理期間という観点から明らかにするのが不可欠であるとの認識の下、民事訴訟事件については、人証数や当事者数等と審理期間等との関係、期日回数や期日間隔等の経年的推移、医事関係訴訟や建築関係訴訟等の専門訴訟の状況、地域別の状況等、様々な角度から統計データを分析した。

第2回報告書における検証では、人証調べを実施した事件を中心に統計データを分析した結果、審理期間が長期化する要因としては、争点整理期間（第1回口頭弁論期日から人証調べ開始日までの期間）の長期化の影響が最も大きいことを指摘するとともに、審理が長期化する傾向のある事件類型（相続関係訴訟、境界確定訴訟、多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟、医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟、労働関係訴訟、行政事件訴訟、その他専門的知見を要する訴訟）を取り上げ、各事件類型ごとに、統計データや裁判官からヒアリングを行った結果等に基づき、長期化要因及びその背景事情を列挙した。

本報告書では、以上のような過程を経た上で更なる検証を試みることで、主として審理が長期化する事件を念頭に置いて、統計データ、弁護士からヒアリングを行った結果、裁判官からヒアリングを行った結果を改めて取りまとめたもの等を分析検討して、より実証的に民事訴訟事件一般に共通する長期化要因の検討を行った。また、審理が長期化する傾向のある事件類型の典型例である医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟及び労働関係訴訟については、それぞれ審理の特徴や最近の動向等を踏まえて、改めて個別に長期化要因の検討を行った。

本報告書における民事訴訟事件に係る検証の骨子は以上のとおりであるが、以下では、その概要を取りまとめて記載する。

2. 2. 2 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因

民事訴訟事件一般に共通する長期化要因は、①主に争点整理の長期化に関連するもの、②主に証拠収集に関連するもの、③専門的知見を要する事案に特有のもの並びに④裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連するものに大別できる。

○ 主に争点整理の長期化に関連する長期化要因

主に争点整理の長期化に関連する長期化要因のうち、事件類型を問わず妥当するものとして、訴訟の準備段階における事情及び訴訟における事情（当事者側及び裁判所側）が考えられる。

まず、(1)訴訟の準備段階における事情に係るものとして、(ア)原告側が、訴え提起前の調査、検討が不十分なまま訴えを提起したため、訴訟係属中に新たな事実が判明する場合があること、(イ)被告側は、弁護士に相談する時期が遅れる傾向があることや原告の主張が不明確な場合等があることから、実質的な答弁の提出までに時間を要する場合があること等が挙げられる。

次に、(2)訴訟における当事者側の事情に係るものとしては、(ア)弁護士と依頼者との間で、訴訟における重要な事実や証拠についての認識が食い違う場合等には、十分な準備ができないこと、(イ)現在の業務態勢

等を前提とする限り、弁護士が期日間の準備期間を大幅に短縮するのは難しいこと、(ウ)当事者同士で争点を絞り込むのが難しい場合があること、(エ)当事者が、期待される訴訟活動を十分に行わない場合や必要な程度を超えた訴訟活動を行う場合があること等が挙げられる。以上の背景として、(オ)当事者には、法律上の判断に必要な事実か否かを問わず、裁判に対して真相解明を求める意識があることや、争点整理を裁判官に行ってもらいたいとの意識があること等が考えられる。

他方、(3)訴訟における裁判所側の事情に係る長期化要因としては、(ア)当事者同士で争点を絞り込むのが難しい場合に、裁判官が積極的に争点整理に関与せず、又は争点の絞り込みをためらう場合があること、(イ)和解の見込みについて裁判官と弁護士の認識が食い違う場合があること等が挙げられる。

そして、(4)争点整理が長期化しがちな事件類型ごとに事情を分析すると、(ア)争点又は当事者多数の事案では、主張及び証拠の量が多くなること、(イ)専門的知見を要する事案では、専門的知見を踏まえた主張及び争点の整理並びに証拠の分析等に時間を要すること、(ウ)先端的で複雑困難な問題を含む事案では、その事案における判断が、法の不備を埋める側面を有し、また、先例になるなどして当事者以外にも影響を与えることがあるため、紛争の社会的背景等についても広く主張、立証する必要があること等が挙げられる。

○ 主に証拠収集に関連する長期化要因

主に証拠収集に関連する長期化要因としては、(1)我が国では合意内容を書面に残すことが徹底されておらず、契約書等の客観的証拠が存在しない場合があること及び(2)客観的証拠が存在する場合であっても、これらの収集が困難な場合があること等が挙げられる。後者については、(ア)証拠が一方当事者に偏在する場合があること、(イ)個人情報保護を理由として資料の提供を拒否される場合があること、(ウ)刑事関係記録や労働災害調査等、別の手続で使用、作成された資料につき利用が制限される場合があること等が具体的な長期化要因として認められる。

○ 専門的知見を要する事案に特有の長期化要因

専門的知見を要する事案に特有の長期化要因としては、(1)争点整理段階での専門的知見の不足に関するもの及び(2)鑑定に関するもの等が挙げられる。前者については、(ア)主として争点整理の長期化に関連する長期化要因のうち、専門的知見を要する事案に関する部分で述べたところと同様であり、後者については、(ア)鑑定人の確保の困難性、(イ)鑑定作業自体の困難性並びに(ウ)鑑定や私的鑑定の応酬及び鑑定評価を巡る困難性等が具体的な長期化要因として認められる。

○ 裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する長期化要因

裁判所の執務態勢等に関連する長期化要因としては、(1)裁判官等の不足により、裁判官等が多数の事件を抱えて繁忙な状態にある可能性があること、(2)専門的知見の取得や法的調査のための態勢が不足している可能性があること、(3)合議体による審理の活用が不十分である可能性があること及び(4)法廷等の物的態勢が不足している可能性があること等が挙げられる。他方、弁護士の執務態勢等に関係する長期化要因としては、(1)弁護士へのアクセスの遅れが生じている可能性があること及び(2)弁護士の手持ち事件の多さ等に伴い、相当数の弁護士に過重な負担が生じている可能性があること等が挙げられる。

2. 2. 3 医事関係訴訟の長期化要因

医事関係訴訟の長期化要因としては、(1)当事者及び裁判官に医学の専門的知見がない場合には、争点整理に時間を要すること、(2)鑑定が実施される事案では、鑑定を巡る手続に時間を要すること、(3)診療記録

は医師である被告側のみが保有するものであるなど、原告と被告との間には、診療経過に関する情報量に構造的な格差があるため、原告側が診療記録を入手し、これを分析するには時間と労力を要すること等が挙げられる。以上のほか、(4)患者側と医師等が感情的に対立することが多く、このような当事者間の感情的対立が、こうした長期化要因をより解消しにくくしている。

2. 2. 4 建築関係訴訟の長期化要因

建築関係訴訟の長期化要因は、専門的知見の必要性に関するものと争点の量の多さに関するものに大別できる。前者に関するものとしては、(1)当事者及び裁判官に建築に関する専門的知識がない場合には、争点整理に時間を要すること及び(2)鑑定を巡る手続に時間を要すること等が挙げられる。また、後者に関するものとしては、(3)多数の瑕疵等に関して膨大な分量の争点が生じ得ること及び(4)契約書等の客観的証拠が存在しない場合が多く、この場合、多数の関係者の証言や間接的な事情による立証を重ねることになること等が挙げられる。以上のほか、(5)施主と建築業者等が感情的に対立することが多く、このような当事者間の感情的対立が、こうした長期化要因をより解消しにくくしている。

2. 2. 5 知的財産権訴訟の長期化要因

知的財産権訴訟の長期化要因としては、(1)特許権侵害訴訟等では、技術に関する専門的知見が必要となるため、審理に時間を要すること、(2)争点が、発明の新規性・進歩性等といった評価的ないし規範的要件に関する場合が多く、当事者もその評価を根拠付ける事実や評価を妨げる事実を多く主張するため、準備や検討に時間を要すること、(3)損害額の直接立証が困難である上、損害額を推定する旨の規定によったとしても、立証に必要な証拠が被告側に偏在しているため、立証に時間を要する場合があること及び(4)特許権侵害訴訟等と並行して無効審判手続等が係属している事案では、無効審判手続等の帰すうを見極めなければならない場合があるため、審理に時間を要すること等が挙げられる。

2. 2. 6 労働関係訴訟の長期化要因

労働関係訴訟の長期化要因としては、(1)整理解雇事案における人員削減の必要性、人選の合理性等といった評価を伴う規範的要件の有無が争点となることや、長期間にわたる多数の事実が主張されることが多いため、争点に対する判断が質的に、あるいは量的に困難な場合があること、(2)原告が多数の事案が多いため、審理に時間を要すること、(3)長期間にわたる事実に関する客観的な証拠が存在しない場合や使用者が所持する証拠を任意に提出しない場合等、立証が困難な場合があること及び(4)当事者間の対立が激しいこと等が挙げられる。

2. 3 公判前整理手続を中心とした

刑事訴訟事件の審理期間等について

2. 3. 1 はじめに

刑事訴訟事件について、第1回報告書における検証では、証人尋問、被告人質問、自白・否認の別等、刑事訴訟に関する様々な要素と審理期間等との関係について統計データを分析し、長期化要因について、民事訴訟事件と同様、事件の性質・内容に内在する要因、当事者に関する要因及び裁判所に関する要因に区別して検討した。

第2回報告書における検証では、審理期間が長期化する傾向のある否認事件を中心に統計データを分析し、否認事件や審理期間が2年を超えた事件における審理のモデルも参考にして、長期化要因を開廷回数に関するものと開廷間隔に関するものとに区別して検討した。その結果、まず開廷回数に影響を及ぼす要因としては、証人数、証人1人当たりの尋問時間（開廷回数）及び被告人質問に要する時間（開廷回数）が考えられるところ、これらに影響を及ぼす要因として、①第1回公判期日前の効果的な争点整理（事前準備）の困難さ、②立証対象の性質に由来する立証又は判断の困難さ、③証人尋問の在り方、④通訳を挙げた。また、開廷間隔に影響を及ぼす要因としては、⑤鑑定、⑥追起訴のほか、⑦裁判所、検察官及び弁護人の執務態勢、執務形態等を挙げた。

他方、公判前整理手続については、制度施行後間がないため分析対象となった事件数は少ないものの、否認事件、合議事件、裁判員裁判対象事件といった複雑又は重大な事件において、公判前整理手続に付された事件の方が、同手続に付されなかった事件よりも平均審理期間が短いことなどを指摘し、公判前整理手続等の導入が審理期間に大きな影響を与えると予測される旨指摘した。

本報告書における検証では、公判前整理手続制度が施行されて3年が経過し、一定のデータの集積が得られたことから、改めて同手続を中心とした刑事訴訟事件の審理状況について、各種統計データに基づいて分析、検討を加えた。

2. 3. 2 刑事訴訟事件の審理状況

まず、最新のデータ（平成20年1月から12月まで）によれば、重大事件である裁判員裁判対象事件の否認事件においては、引き続き、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも平均審理期間が短いという傾向にあった。そして、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも、開廷回数が少なく、第1回公判期日から終局までの開廷間隔も短い上、取調べ証人数も少なく、証人尋問及び被告人質問のための公判回数も少なくなっていることも分かり、以上によれば、公判前整理手続に付された事件では、連日的開廷に準じた集中的な審理が行われていることがうかがわれた。

次に、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件について、平成18年から平成20年までの各年の統計データを比較したところ、平均審理期間も公判前整理手続の平均期間も年々長くなるという傾向が明らかになった。

また、裁判員裁判対象事件の開廷時間をみたところ、否認事件については、最新のデータ（平成20年1月から12月まで）によれば、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも終局人員1人当たりの平均開廷時間は短いという傾向が明らかになった。さらに、公判期日等1回当たりの平均開廷時間は、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも長くなっており、こうしたことから、公判前整理手続に付された事件では連日的開廷に準じた集中的な審理が行われているとの上記分析が裏付けられたといえる。

上記のとおり、公判前整理手続の平均期間は年々長くなっている。もとより、平成18年から平成20年にかけては公判前整理手続に付するか否かに関する運用が大きく変化しており、各年の統計データに含まれる事件の性質も異なるので、各年の数値を単純に比較することは相当ではない上、公判前整理手続の期日間における証拠開示の在り方や公判前整理手続の期日指定の在り方等、公判前整理手続の進行に関する運用も変化

しているため、現時点で公判前整理手続に時間を要する要因を分析することは困難である。本報告書では、現時点で公判前整理手続の期間に影響を及ぼす事情として一応考えられるものを列挙した上で、特に追起訴の有無が公判前整理手続の期間に影響を及ぼす可能性や、証拠開示が公判前整理手続の期間に影響を及ぼす可能性について指摘した。

以上のとおり、公判前整理手続に付された事件では、連日的開廷に準じた集中的な審理が行われている一方、公判前整理手続に要する期間が長くなる兆候もみられる。もとより、現時点で、公判前整理手続の効用や問題点を述べるのは時期尚早であり、相当ではない上、平成21年5月から施行された裁判員制度が平均審理期間に影響を与えることも予想されるところであるから、今後とも、多角的な検討を続ける必要がある。

2. 4 遺産分割事件の審理期間に 影響を及ぼす要因について

家事事件の中でも、遺産分割事件は困難な事件といわれており、平均審理期間も他の家事事件と比べて長い。ため、遺産分割事件の審理期間に影響を及ぼす要因を検討した。その結果、遺産分割事件の長期化要因としては、(1)相続人や遺産の範囲、相続分の割合といった遺産分割の前提となる問題等について、別途訴訟等が提起されると、遺産分割事件では訴訟等の結論を待たざるを得ないため、審理が長期化すること、(2)被相続人の死亡によって生ずる遺産分割以外の問題（いわゆる付随問題）の調整に時間を要すること、(3)相続人すなわち当事者が多数にのぼる場合が多く、この場合には審理に時間を要すること、(4)遺産となり得る物件が多いと審理に時間を要する場合が多いこと、(5)特別受益や寄与分の主張がされる事案では、過去の事実の解明に時間を要する場合があること等が挙げられる。そして、(6)当事者間の感情的対立が、こうした長期化要因をより解消しにくくしている。

3 検証検討会の実施状況

平成19年7月に第2回報告書を公表した後、第3回目の検証結果の公表に向けて、裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（以下「検証検討会」という。）が計10回開催された。各回における議論のテーマ等は【表1】のとおりである。

第21回及び第22回の検証検討会においては、弁護士ヒアリングの実施方法を始めとする第3回目の検証の在り方に関する意見交換が、第23回及び第24回の検証検討会においては、平成20年1月から実施した弁護士ヒアリングの結果報告等に基づく意見交換が、第25回から第28回までの検証検討会においては、各種事件の長期化要因の分析や公判前整理手続を中心とした刑事訴訟事件の審理状況等に関する意見交換が行われた。そして、第29回及び第30回の検証検討会において、以上の意見等を踏まえて作成した本報告書案ないし骨子案について、意見交換が行われた。

【表1】 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会における議論の状況

	開催年月日	意見交換の内容
第21回	平成19年7月24日	・第2回検証報告書について ・今後の検証の在り方について
第22回	平成19年11月12日	・第2回検証報告書について ・今後の検証の在り方について
第23回	平成20年2月15日	・民事訴訟事件に関する弁護士ヒアリング調査の結果報告
第24回	平成20年3月26日	・民事訴訟事件に関する弁護士ヒアリング調査の結果報告 ・刑事訴訟事件の審理の状況について ・「日本の民事裁判制度についての意識調査」について
第25回	平成20年7月22日	・医事関係訴訟の長期化要因に関する仮説の検証について ・知的財産権訴訟の長期化要因に関する仮説の検証について ・刑事訴訟事件の統計分析について
第26回	平成20年11月6日	・家事事件の審理の状況について ・遺産分割事件の長期化要因について ・民事訴訟事件に関する弁護士ヒアリング調査の結果報告
第27回	平成21年1月19日	・過払金返還請求訴訟における統計データ上の影響を取り除く方法について ・建築関係訴訟の長期化要因について ・労働関係訴訟の長期化要因について
第28回	平成21年2月23日	・民事訴訟事件一般に共通する長期化要因について ・公判前整理手続を中心とした刑事訴訟事件の審理の状況について ・遺産分割事件の長期化要因について ・裁判所の人的態勢の整備について
第29回	平成21年3月18日	・第3回検証報告書骨子案(たたき台)について
第30回	平成21年5月29日	・第3回検証報告書案(たたき台)について